

平成 27 年度財務省政策評価書

平成 28 年 6 月

財 務 省

総合目標5： 我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。

(平成27年11月一部改正)

上記目標の概要	<p>経済のグローバル化が進む中で、通貨に対する信託を確保しつつ、我が国経済の健全な発展を実現するためには、国際金融システムを安定させ、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すとともに、保護主義に陥ることなく国際貿易の秩序ある発展を図ることが重要となっています。また、貧困や地球環境問題、テロ・大量破壊兵器の拡散といった問題にも国際社会が協力して積極的に取り組む必要があります。我が国は、こうした国際的協力において主体的な役割を果たしていきます。特に、我が国との関係が深いアジア経済の持続的発展に貢献することは、我が国経済の発展にもつなげる重要な取組であり、アジアにおける金融市場の環境整備支援を含む地域金融協力の推進や、「質の高いインフラパートナーシップ」によるインフラ投資等の取組を通じて、アジアを含む世界の成長力の取り込みを図るとともに、日本企業の海外展開支援を推進していきます。また、国際貿易の秩序ある発展のために、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携を推進していきます。</p> <p>(上記目標を構成するテーマ)</p> <p>総5-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組 総5-2：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組</p>
----------------	--

総合目標5についての評価結果

総合目標についての評定 A 相当程度進展あり

評定の理由	<p>世界経済の持続的発展や国際金融システムの安定に向けた取組、アジアにおける地域金融協力の強化、途上国支援、日本企業の海外展開支援や国際貿易の秩序ある発展等の推進に積極的に取り組み、具体的な成果・進展があり、全てのテーマの評定が「a 相当程度進展あり」であることから、当該総合目標は、以上のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。</p>
政策の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>G20等の国際的な枠組みへの参画は、我が国経済の健全な発展を実現するために、重要な意義のある取組であり、上記達成状況の判断理由に鑑みても、目標自体について問題はなく、引き続き取り組んでいくべきものと考えています。</p> <p>G20声明等に示されているとおり、我が国を含む国際社会の協調が世界経済及び金融の安定の回復に貢献しています。また、アジアにおける地域金融協力の強化や途上国支援等にも積極的に貢献しています。更に、「質の高いインフラパートナーシップ」は、新興国の膨大なインフラ需要に対し、日本の強みである「質」の観点を活かしながら応えていくことを通じて、持続的な世界経済の成長と包摂的な途上国開発の両者に対し日本として貢献する重要な施策です。WTO及び経済連携に関する取組は、国際的な貿易・投資を促進することにより、我が国及び世界経済の成長に貢献するものです。これらは目標の達成に大きく寄与していると言えます。</p> <p>日本企業の海外展開支援については、「日本再興戦略」の重要な柱の1つであり、JICAの円借款やJBICといったツールを活用して推進しています。</p> <p>また、財務省単独で解決することが困難な政策課題に関して、G20各国や国際金融機関等の多様な主体と適切に連携して効率的に実行しています。</p>

テーマ	総5-1:世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組			
測定指標（定性的な指標）	<p>〔主要〕 総5-1-B-1:世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への参画</p>	<p>目 標</p>	<p>G20、G7等における国際的な議論に積極的に参画するとともに、国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行うことにより、世界経済の持続的発展に貢献していきます。</p>	<p>達成度</p>
	<p>実 績</p>	<p>トルコ議長下で平成27年度4月・9月・10月に開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議、11月に開催されたG20アンタルヤサミット、中国議長下で平成28年2月に開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議などの場で我が国の経済政策について説明し、各国の理解を得たほか、世界経済に関する議論に積極的に参画しました。</p> <p>特に、トルコ議長下G20における各国の「包括的な成長戦略」と、より強固で持続可能かつ均衡ある成長に向けたG20全体の計画である「アンタルヤ行動計画」の策定に対しては、現在進行中である日本の成長戦略の取組を具体的に説明・発信することを通じて大きく貢献しました。</p>	<p>□</p>	
<p>（目標値の設定の根拠） 国際金融システムの安定等を実現し、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。</p> <p>（目標の達成度の判定理由） 世界経済の持続的発展に向けた国際的な協力の観点から、我が国の主導により大きな成果を実現するに至ったと考えられる場合に○とするところ、平成27年度には各種会議にて我が国の経済政策について積極的に発信し、特にG20としての「包括的な成長戦略」や「アンタルヤ行動計画」の策定においては大きく貢献しましたが、引き続き世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力に取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。</p>				

測定指標（定性的な指標）	<p>【主要】 総5-1-B-2:アジアにおける地域金融協力の推進</p>	目 標	<p>ASEAN（東南アジア諸国連合）＋3（日中韓）等の多国間のフォーラムで主導的役割を果たしつつ、アジア各国との二国間会議を積極的に推進し、アジア諸国との関係の深化・拡大に貢献していきます。また、関係省庁及び関係機関と連携して、アジアにおける金融市場の環境整備を支援し、民間資金の流入やノウハウの活用を促進していくこと等を通じて、アジア経済の持続的発展に貢献します。</p>	達成度
	実 績	<p>ASEAN＋3財務大臣・中央銀行総裁会議のプロセスにおいては、AMRO（ASEAN＋3マクロ経済リサーチ・オフィス）の国際機関化（平成27年2月）などの組織強化、CMIM（チェンマイ・イニシアティブ）の強化、ABMI（アジア債券市場育成イニシアティブ）の推進に取り組みました。</p> <p>二国間財務・金融協力に関しては、中国との間で平成27年6月6日に第5回日中財務対話を、韓国との間で平成27年5月23日に日韓財務対話をそれぞれ開催したほか、ASEAN各国との二国間金融協力の強化にも努め、シンガポールとの二国間通貨スワップ取極の再締結に取り組むと共に、アジアにおける金融市場の環境整備を支援しました。</p>	□	
<p>（目標値の設定の根拠） 我が国との関係が深いアジアにおける金融市場の環境整備支援を含む地域金融協力を推進し、地域金融市場の安定化に資するためです。</p> <p>（目標の達成度の判定理由） 我が国の主導によりアジア地域の金融市場安定に大きな成果を実現するに至ったと考えられる場合に「○」とするところ、27年度には上記実績のとおりアジア地域の金融市場安定に寄与する取組を着実に推進しましたが、引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。</p>				

測定指標（定性的な指標）	<p>【主要】 総5-1-B-3：「質の高いインフラパートナーシップ」の推進</p>	<p>目 標</p> <p>「「日本再興戦略」改訂2015」等を踏まえ、「質の高いインフラパートナーシップ」を推進し、国際機関や関係省庁と協調しながら「質の高いインフラ投資」を、アジアへ提供すること等を通じて、これらの国の更なる成長に貢献します。</p>	<p>達成度</p>	
		<p>実 績</p> <p>新興国の膨大なインフラ整備需要に応えるため、平成27年11月21日に「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」として、その更なる具体策を発表しました。</p>	<p>□</p>	
	<p>（目標値の設定の根拠）</p> <p>アジアをはじめとした成長市場は膨大なインフラ需要を抱えており、その持続的な成長に向けて良質なインフラ投資を促す取組が重要なためです。</p> <p>（目標の達成度の判定理由）</p> <p>新興国の膨大なインフラ整備需要に対し、「質の高いインフラ投資」を促進していくことで世界経済の持続的な発展に貢献するために、平成27年11月21日に「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」においてJICAの支援量の拡大・迅速化やJBICによるリスクマネー供給拡大等の更なる具体策を発表しましたが、「質の高いインフラパートナーシップ」は継続中の取組であり、今後も個々の施策を引き続き着実に実施していく必要があることから、達成度は「□」としました。</p>			
	<p>【主要】 総5-1-B-4：日本企業の海外展開支援の推進</p>	<p>目 標</p> <p>「日本再興戦略」改訂2015」や「インフラシステム輸出戦略」等を踏まえ、関係省庁、関係機関および関連民間企業等と連携しつつ、日本企業の海外展開支援を推進し、経済成長の実現に貢献していきます。</p>	<p>達成度</p>	
	<p>実 績</p> <p>日本企業の海外展開を支援するため、国際協力機構（JICA）の円借款の迅速化・制度改善や国際協力銀行（JBIC）の機能強化等に取り組みました。</p>	<p>□</p>		
<p>（目標値の設定の根拠）</p> <p>新興国を中心に世界の市場は急速に拡大しており、日本企業が持つ技術力を始めとした強みを活かし、積極的に世界市場への展開を図っていくことが重要となっているためです。</p> <p>（目標の達成度の判定理由）</p> <p>日本企業の海外展開支援については、平成27年11月に「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」において、JICAの円借款の迅速化・制度改善策やJBICのリスクマネー供給拡大のための機能強化等を発表しました。「質の高いインフラパートナーシップ」は継続中の取組であり、今後、関係省庁・機関と連携しながら発表された個々の施策を引き続き着実に実施していく必要があることから、達成度は「□」としました。</p>				

テーマについての評定	a 相当程度進展あり
評定の理由	<p>世界経済の持続的発展及び国際金融システムの安定に関しては、G20やG7等における国際的な議論・取組に積極的に参画しています。たとえば、G20としての「包括的な成長戦略」や「アンタルヤ行動計画」策定の取組に対し、現在進行中である日本の成長戦略の取組を具体的に説明・発信することを通じて、大きく貢献しました。また、長引く紛争によって不安定化している中東地域への取組として、イラクやヨルダン等、4か国に対する円借款を含む支援策の取りまとめに貢献しました。環境の分野においては、緑の気候基金（GCF）の詳細設計の議論に参加しました。</p>
	<p>アジアにおける地域金融協力の強化については、CMIM（チェンマイ・イニシアティブ）の強化、域内の経済監視を行う機関であるAMRO（ASEAN+3マクロ経済リサーチオフィス）の国際機関化などの組織強化、ABMI（アジア債券市場育成イニシアティブ）の推進に取り組みました。二国間の財務・金融協力についても、中国との間で平成27年6月6日に第5回日中財務対話を、韓国との間で平成27年5月23日に日韓財務対話をそれぞれ開催したほか、ASEAN各国との二国間金融協力の強化にも努めました。また、二国間金融協力に関しては、二国間通貨スワップについて、シンガポールとの間で契約を再締結したほか、アジアにおける金融市場の環境整備を支援する等、地域金融協力の強化に取り組みました。</p>
	<p>質の高いインフラパートナーシップについては、新興国の経済成長に伴って必要となるインフラに対し、日本の強みである「質」の観点を活かしながら応えていくため、平成27年11月21日に「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」を発表しました。今後、持続的な世界経済の成長と包括的な途上国開発の両者に対し日本として貢献していくため、財務省としても引き続き質の高いインフラ投資を推進していきます。MDBsを通じた支援に関して、我が国は主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、これらの機関と連携して支援を行っており、平成27年度は、質の高いインフラパートナーシップを支える重要施策の一つとして、JICAとアジア開発銀行や米州開発銀行との連携に取り組みました。</p>
	<p>日本企業の海外展開支援については、円借款の迅速化・制度改善や国際協力銀行（JBIC）のリスクマネー供給拡大のための機能強化等の取組を実施しました。関係省庁・機関と連携しながら引き続き個々の施策を推進する必要があります。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標が「□」であることから、「a 相当程度進展あり」としました。</p>

テーマ	総5-2: 国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組			
測定指標（定性的な指標）	<p>[主要] 総5-2-B-1: 国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組</p>	<p>目標</p>	<p>WTOを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を戦略的に推進していきます。</p>	<p>達成度</p>
		<p>実績</p>	<p>WTO貿易円滑化協定を我が国として受諾しました。TPP協定交渉の大筋合意及び同協定の署名に貢献しました。</p>	<p>□</p>

(目標値の設定の根拠)

自由貿易の推進は我が国の対外通商政策の柱であり、力強い経済成長を実現するために、諸外国の活力を取り込むことは我が国の成長にとっても不可欠なためです。

(目標の達成度の判定理由)

多角的自由貿易体制の強化や個々の経済連携については、政府全体としてWTO交渉、TPP（環太平洋パートナーシップ）や日EU・EPA等の多数の経済連携交渉に取り組む中で、秩序ある貿易制度が整備され、自由貿易拡大の環境が整ったと考えられる場合に「○」とするところ、平成27年6月の我が国における貿易円滑化協定の受諾や、平成27年10月のTPP協定交渉の大筋合意及び平成28年2月の同協定の署名等があったところであり、財務省としてこれら具体的成果に貢献しましたが、引き続き取り組んでいく必要があることから、「□」としました。

テーマについての評定

a 相当程度進展あり

評定の理由

国際貿易の秩序ある発展に向けては、WTOを中心とする多角的自由貿易体制の強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を戦略的に推進しています。

WTOに関しては、貿易円滑化協定について、我が国として受諾するとともに、未受諾の加盟国に対し受諾に向けた取組を促すなどの貢献をしました。

経済連携に関しては、政府全体としてTPP（環太平洋パートナーシップ）、RCEP（東アジア広域経済連携）、日EU・EPA等の多数の経済連携交渉に取り組む中で、財務省所管物品等の関税交渉及び関税制度等の当省が所管する制度の議論等を通じて交渉の進展に貢献し、平成27年10月にはTPP協定交渉の大筋合意、平成28年2月には同協定の署名がなされました。

以上のとおり、測定指標が「□」であることから、「a 相当程度進展あり」としました。

評価結果の反映

以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。

今後とも世界経済の持続的発展等を目的として、G20等の国際的な枠組みにおいて積極的に貢献するとともに、G7議長国として議論を主導し、また国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。またIMFのガバナンスや機能強化の議論に積極的に貢献します。

ASEAN+3の枠組みや二国間金融協力を通じ、アジア地域金融協力を推進していきます。

ODAに関しては、開発途上国における安定的な経済社会の発展に寄与するため、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。

MDBsに関しては、主要出資国として業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させていきます。

質の高いインフラパートナーシップについては、2015年11月21日に公表した「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」に盛り込まれた更なる具体策を着実に実施していきます。

日本企業のインフラビジネスにおける海外展開支援は、「日本再興戦略」改訂2015において重要な柱の一つとされており、関係省庁・機関と連携しながら、JICAの円借款やJBIC等を通じて引き続き推進していきます。

国際貿易に関する取組については、WTOを中心とする多角的自由貿易体制の強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を戦略的に推進していきます。

財務省政策評価懇談会 における意見	<hr style="width: 20%; margin: auto;"/>		
総合目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	<p>インフラシステム輸出戦略（平成25年5月17日第4回経協インフラ戦略会議決定、平成27年6月2日改訂） 第187回国会 総理大臣所信表明演説（平成26年9月29日） 開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定） 質の高いインフラパートナーシップ（平成27年5月21日公表） 「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定） 質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ（平成27年11月21日公表）</p>		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>世界経済の状況：World Economic Outlook 2016年4月（IMF）</p>		
前年度政策評価結果の政策への反映状況	<p>G20、G7等における取組に積極的に参画し、またIMFのガバナンスや機能強化の議論に積極的に貢献しました。</p> <p>ASEAN+3の枠組みや二国間金融協力を通じ、アジア地域金融協力を推進しました。</p> <p>MDBsに関しては、主要出資国として業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させました。</p> <p>日本企業のインフラビジネスにおける海外展開支援は、「「日本再興戦略」改訂2015」においても重要な柱の一つとされており、「質の高いインフラパートナーシップ」に基づき、JICAの円借款等の迅速化・制度改善やJBICのリスクマネー供給拡大のための機能強化等に取り組みました。</p> <p>国際貿易に関する取組については、WTOを中心とする多角的自由貿易体制の強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を戦略的に推進しました。</p>		
担当部局名	<p>国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課、開発政策課、開発機関課）、関税局（総務課、関税課、参事官室（国際協力担当）、参事官室（国際交渉担当）、経済連携室）、財務総合政策研究所（研究部国際交流室）</p>	政策評価実施時期	<p>平成28年6月</p>

政策目標6-2： 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

<p>上記目標の概要</p>	<p>自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、開発途上国における貧困の問題や気候変動等の地球環境問題等の課題への対応を含む国際的な協力を積極的に取り組むことを通じて、世界経済の中で大きな地位を占める我が国が主体的な役割を果たすことが求められています。こうした状況に鑑み、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。国際協力機構（JICA）の有償資金協力や国際協力銀行（JBIC）による支援については、開発途上国の経済発展を支援していく観点から、重点的に取り組んでいきます。</p> <p>（上記目標を達成するための施策） 政6-2-1：ODA等の効率的・戦略的な活用 政6-2-2：有償資金協力（国際協力機構（JICA））を通じた支援並びに国際協力銀行（JBIC）及び国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援等 政6-2-3：債務問題への取組 政6-2-4：開発途上国に対する知的支援</p>
-----------------------	---

政策目標6-2についての評価結果

政策目標についての評定 S 目標達成

<p>評定の理由</p>	<p>全ての施策が「s 目標達成」であるため、当該政策目標は、「S 目標達成」としました。</p>
<p>政策の分析</p>	<p>（必要性・有効性・効率性等） 円借款やJBIC業務等の実施を含む取組は、開発途上国の安定的な経済社会の発展に重要で必要であると言えます。</p> <p>ODAの効率的・戦略的な活用、MDBsを通じた積極的な支援への参画等は、開発途上国の安定的な経済社会の発展に貢献しています。</p> <p>MDBs及び諸外国との援助協調の推進、官民連携やNGOとの連携の促進、国別援助方針の策定等を通じて、財務省が所管するODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組む等、業務の効率化に努めています。</p> <p>（平成27年度行政事業レビューとの関係） 引き続き効率的な執行に努めるとの行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、国際開発金融機関等への拠出については、引き続き効率的な執行に努めました。（事業番号032～049）</p> <p>JICAの有償資金協力については、行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、対象事業の一層の戦略的な選定等に取り組みつつ、「質の高いインフラパートナーシップ」や「『日本再興戦略』改訂2015」、「インフラシステム輸出戦略（平成27年度改訂版）」等を受けて円借款の効果的・効率的な実施、迅速化に努めました。（事業番号050）</p>

施策	政6-2-1: ODA等の効率的・戦略的な活用			
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政6-2-1-B-1: ODAの効率的・ 戦略的な活用	目 標	円借款において、必要な事業規模の確保、執行の強化、他機関との連携及び必要に応じた制度改善等を通じて、ODAを効率的・戦略的に活用していきます。	達成度
		実 績	E B F (Equity Back Finance) 等の新設された円借款等を活用した具体的な案件が組成されるとともに、平成27年11月には「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」において、J I C Aの円借款の迅速化・制度改善策を発表しました。	○
	<p>(目標の設定の根拠) 我が国の経済・財政状況が厳しい中、幅広い国民の理解を得てODAを実施していくためには、効率的かつ戦略的に援助を実施していく必要があるためです。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) E B F (Equity Back Finance) 等の新設円借款の活用や新たな迅速化・制度改善策の発表など、ODAの効率的・戦略的な活用に向けた取組みが着実に進んでいることから、達成度を「○」としました。</p>			
測定指標（定性的な指標）	政6-2-1-B-2: その他の政府資金の効率的・戦略的な活用	目 標	J B I Cにおいて、必要な事業規模の確保、他機関との連携及び必要に応じた出融資制度の改善等を通じて、途上国の安定的な経済社会の発展や、地球規模課題の解決に貢献していきます。	達成度
		実 績	J B I Cによる支援を通じ、途上国の安定的な経済社会の発展や、地球規模課題の解決に貢献しました。	○
	<p>(目標の設定の根拠) 「開発協力大綱」にも示されている通り、開発協力は、ODAのみならず、O O Fとの連携を強化し、開発のための相乗効果を高めることが求められているためです。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) J B I Cについては、G R E E N (Global action for Reconciling Economic growth and ENvironmental preservation) 等を通じて、途上国の安定的な経済社会の発展や、気候変動問題等の地球規模課題の解決に貢献する施策を進めたことから、達成度を「○」としました。</p>			
施策についての評定	s 目標達成			
評定の理由	<p>J I C Aの円借款業務に関しては、平成25年に創設されたE B F (Equity Back Finance) の第1号案件が組成されるなど新設円借款の活用が進んでいます。また、アジアを中心とする新興国の膨大なインフラ需要に対応するため、平成27年11月に発表した「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」において、J I C Aの円借款の迅速化・制度改善策を発表するなど、ODAの効率的・戦略的な活用に向けた取組を着実に進めています。</p> <p>J B I Cについては、途上国における高い地球環境保全効果を有する案件に対して支援を行うG R E E N (Global action for Reconciling Economic growth and ENvironmental preservation) 等を通じて、途上国の安定的な経済社会の発展や、地球規模課題の解決に貢献しました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標が「○」であることから、「s 目標達成」としました。</p>			

施策	政6-2-2: 有償資金協力(国際協力機構(JICA))、国際協力銀行(JBIC)業務、国際 開発金融機関(MDBs)を通じた支援			
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 政6-2-2-B-1: 国際開発金融機 関(MDBs)を通 じた支援への参 画	目 標	世界銀行グループ、アジア開発銀行等の国際開発金融 機関(MDBs)の主要出資国として、業務運営に積極 的に参画します。	達成度
		実 績	理事会での議論や政策協議を通じ、MDBsの業務運 営に積極的に参画しました。	○
<p>(目標の設定の根拠) MDBsの業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念や経験・専門的知見をMD Bsの政策や業務に反映させることで、我が国支援の効果・効率を増大させていくことが重要である ためです。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) MDBsの業務運営政策を決定する理事会での議論に積極的に参画し、我が国の政策の反映に努め ました。また、MDBsの幹部職員の訪日機会を捉え、政策協議を積極的に行いました。更に、MD Bsに期待する役割について、民間企業と意見交換を行いました。そのため、達成度は「○」としま した。</p>				
測定指標 (定性的な指標)	政6-2-2-B-2: 地球環境保全に 向けた議論への 参画	目 標	我が国が主要な拠出国となっている地球環境ファシリ ティ(Global Environment Facility:GEF)及び気候 投資基金(Climate Investment Funds:CIF)の運営 や、緑の気候基金(Green Climate Fund:GCF)につ いて、同基金の制度設計に係る議論に積極的に参画して いきます。	達成度
		実 績	平成27年10月にペルーで開催された気候資金閣僚級会 合や、同年12月にパリで行われたCOP21(気候変動枠 組条約第21回締約国会議)での議論に加え、各基金の意 思決定機関である評議会(GEF)、運営委員会(CI F)、理事会(GCF)の会合に出席し、各基金の運営や制 度設計に係る議論に積極的に参画しました。	○
<p>(目標の設定の根拠) 我が国は、気候変動等の地球環境問題が開発途上国に与える問題の重要性を認識し、引き続き必要 な援助を提供することにより開発途上国における地球環境の保全を支援する観点から、議論に積極的 に参画する必要があるためです。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 昨年度行われた主要な国際会議のほか、各基金の評議会や理事会等の会合にすべて出席し、評議員 等として各基金の運営等の議論に積極的に参画し、地球環境保全活動に貢献したため、達成度は 「○」としました。</p>				

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	<p>国際開発金融機関（MD B s）を通じた支援に関しては、MD B sの業務運営についての議論に積極的に参画することにより、日本とMD B sの間の連携を深めることができました。例えば、平成27年11月に公表された「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」において、本パートナーシップを支える重要施策の一つとして、日本とアジア開発銀行（ADB）の連携が掲げられ、①JICAとADBが協調して質の高いPPP等民間インフラ案件に投融資すること、②質の高い公共インフラ整備を促進するため、JICAとADBが協働して長期支援計画を策定し、外国政府向けに協調融資するための信託基金をADBに新設すること等、について取り組んでいます。また、「質の高いインフラ投資」をグローバル展開するため、日本は米州開発銀行（IDB）ともパートナーシップに合意し、協調融資を延長・拡充し、融資案件の上流から関与するための信託基金枠の創設を行いました。</p> <p>国際社会が一丸となった取り込むべき分野である地球環境保全・改善への取組として、地球環境ファシリティ（GEF）等多国間の資金メカニズムの運営等の議論に積極的に参画するとともに、緑の気候基金（GCF）の案件実施にむけた制度設計にも貢献し、業績指標の目標値を達成しました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標が「○」であることから、「s 目標達成」としました。</p>

施策	政6-2-3:債務問題への取組			
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政6-2-3-B-1: 債務に関する諸問題についての議論への参画	目標	債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に対し、IMF、世界銀行やパリクラブ等の国際的枠組みにおいて、新興援助国も含めた包括的な対応の実現に向けて、積極的に議論に参画していきます。	達成度
		実績	IMF、世界銀行やパリクラブ等の国際的枠組みにおいて、積極的に議論に参画し、パリクラブにおいては、12月にキューバとの間で、公的延滞債務解消について合意したほか、先に成立したパリクラブ合意に基づき、7月にアルゼンチンとの間で債務救済措置に関する交換公文が締結されました。また、世界銀行においては、債務持続可能性を維持・改善しつつ、柔軟な開発資金動員を可能とする形で非譲許的借入ポリシーが改定されました。	○
	<p>（目標の設定の根拠） 新興援助国や民間からの資金流入の増大等、開発途上国への資金流入状況が変化している中で、開発途上国が債務返済困難に陥らないために積極的に議論に参画していくことが重要であるためです。</p> <p>（目標の達成度の判定理由） 平成27年度は、国際的枠組みにおける議論に積極的に参画し、債務問題の改善や解決に向けて日本の主張を反映する形で具体的な合意が得られたことから、達成度は「○」としました。</p>			

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	<p>我が国は引き続き、IMF、世界銀行やパリクラブ等の国際的枠組みにおける議論に積極的に参画しました。</p> <p>パリクラブにおいては、平成27年12月に、1986年以来返済が滞っていた対キューバ延滞債権に関し、キューバと延滞解消策の合意が得られました。我が国は主要債権国の一角として、合意に向けた議論に主導的に参加しました。</p> <p>また、国際開発協会（世界銀行のグループ機関）から支援を受けている最貧国等に対して、非譲許的な借入の制限として課される「非譲許的借入ポリシー」の改定に際しては、世界銀行や関係国と協議を重ね、平成26年度に改定されたIMF「債務上限ポリシー」と整合性の取れた制度改革が実現しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であることから、「s 目標達成」としました。</p>

施策	政6-2-4: 知的支援							
測定指標（定量的な指標）	[主要] 政6-2-4-A-1: 知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度(研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合) (単位:%)	年度	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	達成度
		目標値	70.0以上	80.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0以上	○
		実績値	98.0	98.6	98.7	98.9	99.1	
<p>(目標値の設定の根拠) 知的支援の効果・有効性の向上を一層図っていく観点から目標値を「95以上」としています。</p> <p>(注1) 研修・セミナーの参加者を対象に実施するアンケート調査で「非常に有意義」、「有意義」、「普通」、「あまり有意義ではない」、「有意義ではない」の回答項目の内、研修・セミナーの総合的な評価に対して「非常に有意義」、「有意義」、と回答した者の割合。なお、アンケート調査の概要に関しては、P212参照。</p> <p>(注2) 数値(割合)はそれぞれの研修・セミナーのアンケート調査で得られた数値を単純平均したものの。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 目標値である95%を達成しているため、達成度は「○」としました。</p>								

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	<p>税関の知的支援については、通関制度・税関手続きの簡素化・透明化、取締手法の効率化、税関能力向上等に取り組んでいる開発途上国税関当局に対し、支援ニーズを的確に把握した上で、WCO（世界税関機構）等と連携しつつ、本邦受入研修や専門家派遣を実施しました。</p> <p>財務総合政策研究所の知的支援については、複数国向けに、財政経済分野の人材育成のためのセミナー開催の他、個別国支援として、ミャンマー、ラオス向けに中小企業金融分野の技術協力等を実施しました。なお、平成24年度より実施してきたヤンゴン証券取引所開設に向けたミャンマー資本市場育成支援に関して、平成27年12月に同取引所は開所式を開催し、平成28年3月に取引を開始しました。</p> <p>知的支援の実施に当たっては、相手国の要望に即している内容となるように事前に相手国の政策・実務担当者、在外公館の財政経済担当者及び長期派遣されているJICA専門家等との意見交換を十分に行うとともに、事後のアンケート・意見交換に基づき、内容の見直しに努め、測定指標の目標値を達成しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であることから、「s 目標達成」としました。</p>

評価結果の反映	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>これまでの経協インフラ戦略会議の議論等を踏まえ、関係省庁間で密接な連携を図りながら、財務省所管のODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組みます。</p> <p>JICA円借款業務に関しては、新設された円借款の活用を進める等、ODAの効率的・戦略的な活用に向けた取組を引き続き推進していきます。</p> <p>JBICに関しては、その目的である日本及び国際経済社会の健全な発達に寄与するための取組を引き続き推進していきます。</p> <p>MDBsに関しては、引き続き主要出資国として業務運営に積極的に参画していきます。</p> <p>我が国は、気候変動等の地球環境問題分野における支援を引き続き実施しGEF及びCIFの運営や、GCFの詳細設計に係る議論に、積極的に参画していきます。</p> <p>開発途上国の債務救済や、債務に関する諸問題に取り組むため、パリクラブをはじめとする国際的枠組みにおける議論に積極的に参加していきます。</p> <p>知的支援の実施に当たっては、引き続き、意見交換等を行い、相手国の要望に即した内容となるよう、必要に応じて見直しに努め、国際協力に積極的に取り組んでいきます。</p> <p>また、平成27年度政策評価結果等を踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、平成29年度予算要求において、必要な経費の確保に努めていきます。</p>
----------------	---

財務省政策評価懇談会 における意見	<hr/>
------------------------------	-------

政策目標に係る予算額	区 分		平成25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況 (千円)	当初予算	81,417,418	79,364,420	78,309,697	77,290,463
		補正予算	17,407,669	△ 5,837	△ 3,372	
		繰越等	—	—	N. A.	
		合 計	98,825,087	79,358,583	N. A.	
執行額(千円)		98,616,765	79,190,432	N. A.		

(概要)

アジア開発銀行等拠出経費などの経済協力に必要な経費です。

(注)平成27年度「執行額」等については、平成28年11月頃に確定するため、平成28年度実績評価書に掲載予定です。

政策目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	<p>開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定）</p> <p>質の高いインフラパートナーシップ（平成27年5月21日公表）</p> <p>「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）</p> <p>質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ（平成27年11月21日公表）</p>
--------------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>政策目標に係る予算額等の状況：平成25～27年度一般会計補正予算書（財務省）、平成28年度一般会計予算書（財務省）、平成25・26年度一般会計歳入歳出決算書（財務省）</p>
---------------------------	--

前年度政策評価結果の政策への反映状況	<p>JICA円借款業務に関しては、新設された円借款の活用を進めるとともに、必要に応じた制度改善を実施するなど、ODAの効率的・戦略的な活用に向けた取組を推進しました。</p> <p>JBICに関しては、その目的である日本及び国際経済社会の健全な発達に寄与するための取組みを推進しました。</p> <p>MDBsに関しては、引き続き主要出資国として業務運営に積極的に参画しました。</p> <p>我が国は、気候変動等の地球環境問題分野における支援を引き続き実施しGEF及びCIFの運営や、GCFの詳細設計に係る議論に、積極的に参画しました。</p> <p>開発途上国の債務救済や、債務に関する諸問題に取り組むため、パリクラブをはじめとする国際的枠組みにおける議論に積極的に参加しました。</p> <p>知的支援の実施に当たっては、引き続き、意見交換等を行い、相手国の要望に即した内容となるよう、必要に応じて見直しに努め、国際協力に積極的に取り組みました。</p> <p>また、平成26年度政策評価結果等を踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、平成28年度予算要求において、必要な経費の確保に努めました。</p>
--------------------	--

担当部局名	国際局（総務課、地域協力課、開発政策課、開発機関課）、関税局（総務課、参事官室（国際協力担当））、税関研修所、財務総合政策研究所（研究部国際交流室）	政策評価実施時期	平成28年6月
-------	--	----------	---------

政策目標6-3： 日本企業の海外展開支援の推進

<p>上記目標の概要</p>	<p>新興国を中心に世界の市場は急速に拡大しており、この成長市場の獲得に向けて、世界各国が激しい競争を繰り広げています。こうした中、日本企業が持つ技術力を始めとした強みを活かし、積極的に世界市場への展開を図っていくことが重要となっています。</p> <p>財務省としても、「日本再興戦略」改訂2015や「インフラシステム輸出戦略」等を踏まえ、下記に掲げる施策等を関係省庁と連携しつつ、日本企業の海外展開支援を推進していきます。</p> <p>このような観点から、上記の目標を設定しています。</p> <p>(上記目標を達成するための施策) 政6-3-1：円借款、国際協力銀行（JBIC）業務を通じた支援の推進</p>
----------------	--

政策目標6-3についての評価結果

<p>政策目標についての評定 S 目標達成</p>	
<p>評定の理由</p>	<p>施策が「s 目標達成」であることから、当該政策目標は、「S 目標達成」としました。</p>
<p>政策の分析</p>	<p>(必要性・有効性・効率性等) 日本企業の海外展開支援は、「日本再興戦略」においても重要な柱の一つとされており、円借款や国際協力銀行（JBIC）の活用を通じて推進しています。</p>

施策	政6-3-1:円借款、国際協力銀行(JBIC)業務を通じた支援の推進			
測定指標 (定性的な指標)	政6-3-1-B-1: 円借款を通じた 支援の取組	目 標	日本の優れた技術・ノウハウを開発途上国に提供し、新興国の成長を取り込み、日本経済の活性化につながるよう、各施策を着実に実施していきます。	達成度
		実 績	平成27年11月21日に「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」として、JICAの円借款の迅速化・制度改善策を発表しました。	○
	<p>(目標の設定の根拠) 我が国が開発途上国の経済発展を支援していきつつ、日本企業の海外展開を支援していく上で、円借款による支援は重要なツールの一つであるためです。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 開発途上国や新興国の経済発展を支援するとともに、日本企業の海外展開を支援するための重要なツールでもある円借款について、着実に支援するとともに迅速化・制度改善策も発表したため、達成度は「○」としました。</p>			
	[主要] 政6-3-1-B-2: 国際協力銀行 (JBIC)を通じた 支援の取組	目 標	国際協力銀行(JBIC)においては、「「日本再興戦略」改訂2015」等を踏まえ、日本企業の海外展開支援を推進していきます。	達成度
	実 績	平成27年11月21日に「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」として日本企業の海外展開をより一層後押しするためのJBICの機能強化を発表しました。	○	
<p>(目標の設定の根拠) 我が国が開発途上国の経済発展を支援していきつつ、日本企業の海外展開を支援していく上で、国際協力銀行(JBIC)による支援は重要なツールの一つであるためです。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 日本企業の海外展開をより一層後押しするためのJBICの機能強化策を発表し、平成28年2月にそのためのJBIC法改正案を国会に提出するなど、JBICを通じた支援の取組を推進したため、達成度は「○」としました。</p>				
施策についての評定	s 目標達成			
評定の理由	<p>開発途上国や新興国の経済発展を支援するとともに、日本企業の海外展開を支援するための重要なツールでもある円借款について、着実な支援を行うとともに、平成27年11月に「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」において、円借款の迅速化や外貨返済型円借款の中進国以上の国への導入やドル建て借款の創設等の制度改善策を発表しました。</p> <p>JBICは日本企業の海外展開を支援する重要なツールであるところ、新興国の膨大なインフラ整備需要に応えるため、平成27年11月に「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」において、民間の資金・ノウハウを活用した海外のインフラ・プロジェクト等について、日本企業の海外展開をより一層後押しするためのJBICの機能強化策を発表するとともに、平成28年2月にそのためのJBIC法改正案を国会に提出しました。(参考:平成28年5月11日にJBIC法改正案が成立。)</p> <p>更に、国際開発金融機関(MDBs)やJBICに期待する役割等について、民間企業との意見交換を行いました。</p> <p>以上より、全ての達成度が「○」であることから、評定を「s 目標達成」としました。</p>			

評価結果の反映	<p>「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」等を踏まえ、円借款の新たな制度や機能強化された J B I C の活用を通じて、引き続き日本企業の海外展開支援を推進していきます。</p>		
財務省政策評価懇談会における意見	<p>インフラ輸出について、海外に比べて日本の受注率は低い。日本のインフラは質はいいが、どうやって受注を増やしていくかが、日本の大きな課題である。</p>		
政策目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	<p>インフラシステム輸出戦略（平成25年5月17日第4回経協インフラ戦略会議決定、平成27年6月2日改訂） 質の高いインフラパートナーシップ（平成27年5月21日公表） 「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定） 質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ（平成27年11月21日公表）</p>		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>該当なし</p>		
前年度政策評価結果の政策への反映状況	<p>日本企業の海外展開支援を引き続き推進するため、円借款や J B I C 等の制度改革を実施しました。</p>		
担当部局名	国際局（総務課、開発政策課）	政策評価実施時期	平成28年6月